

2006年2月12日(日)
三重県国民保護フォーラム
津市センターパレス

国民保護計画の目的—その実効性確保に向けて—

三重中京大学・現代法経学部
教授 浜谷英博

はじめに

危機管理の基本スタンスと国民保護法制整備の意味
想定内と想定外
地方自治体の使命

1 わが国の緊急事態法制整備の経緯

- (1)日本国憲法と安保政策
- (2)有事と自然災害

2 わが国を取り巻く国際安全保障環境の変化

- (1)冷戦の終結と新たな脅威の出現
- (2)有事法制の研究と法律化の放置

3 国民保護法の制定

- (1)国民保護協議会の設置
- (2)国民保護計画の策定(県と市町村)

4 国民保護計画の策定と今後の諸課題

- (1)首長の権限拡大と人的資源の確保
- (2)住民共助組織の整備
- (3)啓発活動と広報活動
- (4)実動・机上訓練と計画の見直し

おわりに

市町村国民保護計画の策定に向けて
自助・共助・公助の機能的バランス